

# 山口県報

平成 26 年  
7月15日  
(火曜日)



職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

## 山口県条例第二十五号

### 職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで及び第六項から第八項まで、同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独

## 目 次

条例	1
職員の配偶者同行休業に関する条例	1
山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例	5
山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例	7
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	7
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	8
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	11
山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例	12
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13

山口県知事 村 岡 嗣 政

立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて、外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて、外国に所在するものにおける修学

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会が定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、人事委員会規則で定める。

3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 配偶者が外国に滞在しないこととなったこと。
- 二 配偶者が外国に滞在する事由が第四条に定める事由に該当しないこととなったこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条各号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第一号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

- 一 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
  - 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(企業職員及び単純労務職員の配偶者同行休業の期間の給与)

第十二条 企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員(特定地方独立行政法人職員を除く。))をいう。以下同じ。及び単純労務職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者で企業職員以外のものをいう。以下同じ。))には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十三条 第二条から第九条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第三条及び第四条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第四号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第六条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」とする。

(その他)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、企業職員及び単純労務職員以外の職員については人事委員会規則で、企業職員及び単純労務職員については任命権者が定める規則その他の規程で、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(山口県定数外職員条例の一部改正)

2 山口県定数外職員条例(昭和二十四年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十五号)第二条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(山口県地方警察職員定数条例の一部改正)

3 山口県地方警察職員定数条例(昭和三十二年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十五号)第二条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、山口県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が行う中小企業者等に対する求償権の放棄等に関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号に規定する債務の保証をした場合において当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）の履行により取得する中小企業者等に対する債権をいう。

三 損失補償契約 県と保証協会との間において締結した契約であつて、保証債務の履行により保証協会に生じた損失について県が補償を行うことを定めたものをいう。

（求償権の放棄等の承認）

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）（以下「求償権の放棄等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。

一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百二十七条第二項に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

三 産業競争力強化法第三十三条第一号の出資を受けた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

四 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

五 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定による再生支援決定を受けた中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

六 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）第二条第三項に規定する特定調停の手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

八 前各号に掲げる計画に準ずる計画であつて、知事が適当と認めるもの

(報告)

第四条 知事は、前条第二項の規定により求償権の放棄等を承認したときは、これを県議会に報告しなければならない。  
(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十七号

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例

(山口県いじめ問題対策協議会)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)(第十四条第一項の規定に基づき、山口県いじめ問題対策協議会(以下「協議会」という。))を置く。

2 協議会は、山口県教育委員会及び学校、市町の教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の山口県教育委員会(以下単に「教育委員会」という。))が指定するいじめの防止等(法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。))に関係する機関及び団体をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

(山口県いじめ問題調査委員会)

第二条 いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、教育委員会の附属機関として、山口県いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。))を置く。

2 調査委員会は、委員九人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
(山口県いじめ調査検証委員会)

第三条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果(法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。)についての調査に関する事務を行わせるため、知事の附属機関として、山口県いじめ調査検証委員会(以下「検証委員会」という。)を置く。

2 検証委員会は、委員五人以内で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第七条の二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附則第十八条中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

附則第十九条第一項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち附則第十七条の二の第二項の改正規定中「譲渡」に「の下に」、「附則第十八条の二第一項」を「附則第十八条の三第一項」に「を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中山口県税賦課徴収条例第二十七条の三第二項第一号の表及び附則第五条の六の改正規定並びに次項の規定 平成二十八年一月一日

三 第一条中山口県税賦課徴収条例第四十二条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中山口県税賦課徴収条例第二十四条第三項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二十七条の三第二項第一号及び附則第五条の六の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例によ

る。

3 改正後の条例第三十四条並びに附則第十八条及び第十九条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
（事業税に関する経過措置）

4 改正後の条例附則第七条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十一号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の五の項運転免許試験手数料に関する部分中「第九十七条の二第一項第三号」の下に、「又は第五号」を加え、同項運転免許技能検査手数料に関する部分中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例

（山口県母子福祉施設条例の一部改正）

第一条 山口県母子福祉施設条例（昭和四十六年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県母子・父子福祉施設条例

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第二条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同条の表中「規定する母子福祉センター」を「規定する母子・父子福祉センター」に、「山口県母子福祉センター」を「山口県母子・父子福祉センター」に改める。

第三条中「山口県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」を「山口県母子・父子福祉センター（以下「母子・父子福祉センター」に改め、同条各号中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

第四条第一項、第五条第一項及び第六条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第七条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「補てんし」を「補填し」に改める。

第八条第一項及び第四項、第九条第三項、同条第四項第二号、同条第六項、第十一条並びに第十二条中「母子福祉センター」を「母子・父

子福祉センター」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例(平成十八年山口県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三十四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第六条第六項」に改める。

(本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第三条 本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号八を次のように改める。

八 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条第一項各号及び同法第三十二条第一項各号に掲げる資金

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「六人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十六年七月十五日  
印刷発行

発行所  
行人

山口県知事  
山田 隆